

# 医療・福祉問題研究会会報

NO. 141  
2018.11.15

## 第 133 回例会

『医療・福祉と人権—地域からの発信』出版記念シンポジウム

日 時: 12月23日(日・祝) 午後2時~5時

会 場: ホテル金沢 4階 エメラルド (金沢市堀川新町 1 番 1 号)

第1部 パネリストからの報告 第2部 フロアディスカッション

パネリスト① 工藤 浩司 氏 (石川県保険医協会 事務局長)

「医療提供体制改革の現状と課題」

パネリスト② 鈴木 静 氏 (愛媛大学法文学部 教授)

「津久井やまゆり園殺傷事件と障害のある人、家族、にない手の人権保障」

パネリスト③ 井口 克郎 氏 (神戸大学大学院人間発達環境学研究科 准教授)

「介護保障抑制政策の現状と対抗軸—社会保障諸領域における研究・運動の連携—」

パネリスト④ 村田 隆史 氏 (青森県立保健大学社会福祉学科 講師、社会福祉士)

「生活保護改革の問題点とセーフティネットの課題」

コーディネーター 信耕 久美子 氏 (寺井病院 医療ソーシャルワーカー)

○詳細は同封のチラシをご覧ください。

○事前申し込みが必要です。 参加費: 500円

[ihmk1986@gmail.com](mailto:ihmk1986@gmail.com) 又はQRコードからお申し込みください。

○書籍は12月10日完成予定、

会員特別価格 3500円を予定しています。



## 医療福祉問題研究会 結成 30 周年記念レセプション

シンポジウム終了後、午後5時20分より2時間、ホテル金沢4階 藤の間にて研究会結成30周年記念レセプション(立食・ビュッフェ形式を予定)を開催します。シンポジウムパネリストの方々や、これまでお世話になってきたの方々にお声掛けをしています。ぜひ、同窓会気分でご参加いただければ幸いです。

○参加費: 6000円(飲み放題付き)

○申込み: 12月7日(金)まで

(連絡先: 大田 [iskw\\_ota@doc-net.or.jp](mailto:iskw_ota@doc-net.or.jp))



## 医療・福祉問題研究会 特別例会案内

【日 時】2018年12月16日(日) 14:00~17:00 (13:30 開場)  
【場 所】松ヶ枝福祉館 1階 生きがい活動室 金沢市高岡町7番25号  
【主催・共催】医療・福祉問題研究会、立命館大学地域健康社会学研究センター  
【内 容】特別講演(逐次通訳有り)

ディーン・ハリス先生(ノースカロライナ大学)

「アメリカにおけるリプロダクティブヘルスサービスへのアクセスと低所得者へのケア：  
価値観・宗教・国民の間にある神話の影響」

この度、ノースカロライナ大学のディーン・ハリス先生をお招きして特別例会(立命館大学地域健康社会学研究センター、ジェンダー・セクシュアリティ研究会との共同企画)を開催します。ハリス先生のご専門はヘルスケアの法と倫理で、今回は「アメリカにおけるリプロダクティブヘルスサービスへのアクセスと低所得者へのケア：価値観・宗教・国民の間にある神話の影響」についてご講演頂きます。トランプ政権下におけるアメリカのヘルスケア制度の現状と、その根幹にある問題について学ぶ貴重な機会ですので、奮ってご参加ください。

## 医療・福祉問題研究会 第132回例会報告

### 国民皆保険の崩壊の危機～受診相談からみえる国民健康保険制度の深刻な実態～

城北病院 医療ソーシャルワーカー 太田 榛子

今回の例会では、城北病院の医療ソーシャルワーカーである川合優さんより、「国民皆保険の崩壊の危機～受診相談からみえる国民健康保険制度の深刻な実態～」というテーマでご報告いただいた。

まず、全日本民主医療連合会による2017年経済的事由による手遅れ死亡事例調査の概要について、調査からみえた日雇い労働問題、国保が抱える問題について話されていた。国保加入手続きの煩雑さや、保険料の高さという制度の問題もあるが、保険料滞納者への制裁措置のような対応が自治体ごとに異なっていることも大きな課題であろう。

金沢市の国保の現状についても話されていた。国保加入世帯の多くが低所得層となっており、保険料を滞納する世帯は18%にも及んでいる。そんな中2015年より、低所得世帯の保険料が高くなるような保険料の算定方式となるという矛盾が生じている。

また、金沢市で保険料を1年以上滞納した場合に発行される資格証明書問題についても取り上げられていた。資格証明書で医療機関を受診した場合には、窓口の負担が10割に

なり、手続きをしなければ7割分が償還されないこととなる。しかし川合さんをはじめとする、国保をよくする会の方々の運動より、2009年に金沢市より資格証明書を持って受診した場合に、緊急的に短期保険証を交付するという通知が出されている。運動による非常に大きな成果であり、制度や自治体の対応は声を挙げることにより変えることができるのだと感じた。

私自身も城北病院で医療ソーシャルワーカーとして働く中で、無保険状態・資格証明書を持って受診する人の支援をする機会が年に数回はある。糖尿病などの慢性疾患を指摘され、定期通院が必要な状態だが、保険証がないことや資格証明書を発行されなかなか受診ができなかったような人もいる。川合さんも話されていたが、やはり当事者達は困っていることを困っていると発信できずにいる。現場で聞いた当事者の声・実情は、私達が自治体に対して届け、運動につなげていかなければならない。

国民健康保険の都道府県化により、現状では保険料の決めり方のみが変わっているとのことだった。今後どのように人々の生活に影響が出てくるか、着目していかなければならない。そして国民健康保険制度をはじめとする社会保障制度についてアンテナを高くし、自分達・当事者達の権利を守ることができるようしていきたい。

### ＜今後の裁判についてのご案内＞

- ・「生活保護基準引き下げ違憲処分取消等請求訴訟」

第15回口頭弁論

12月6日(木) 13時30分

第16回口頭弁論

3月7日(木) 13時30分

ご都合のつく方は、金沢地方裁判所にぜひ裁判傍聴にお越しください。  
多くの参加者で傍聴席をいっぱいにしましょう！